12　次の文章を読んで、後の問い（問１～問４）に答えよ。

〈大阪大〉二〇二二年度出題

　イソップ寓話の「北風と太陽」では、どちらが強いか言い争っていた北風と太陽が、旅人の服を脱がせるという勝負を行う（上着だけ脱がせればよいというバージョンもある）。北風は力いっぱい吹きつけて旅人の服を飛ばそうとするが、旅人は寒さを嫌ってしっかり服を押さえるばかりで、疲れ果てた北風は太陽に番を譲る。太陽ははじめゆっくりと照りつけ、旅人が着込んだ服を脱いでいくのを見ながら、徐々に熱を強めていった。ついに旅人は暑さに耐えかね、自ら服を全部脱いで川へ水浴びに行く。

　この北風と太陽の寓話には、「説得は強制よりも勝る」「厳しい態度でなく優しい態度で接したほうがうまくいく」というような教訓が付記されていることが多い。調べてみると、（１）説得が強制よりも有効だという解釈はヴィクトリア期に定着したものらしく、この寓話の解釈は時代とともに少しずつ変わってきている。節度を守ることを説いた話なのだと考えた人もいれば、キリスト教の教えに引きつけて解釈した人もいた。

　私自身はずいぶん後になって知ったのだが、次のような話が前に付け加わる場合もある。北風と太陽は、旅人の帽子をとる勝負を行っていた。まず太陽が旅人を燦々と照らして暑くしようとしたところ、旅人は日射しを防ぐためにかえって帽子を深くかぶってしまう。次いで北風が思い切り吹きつけると、帽子は簡単に吹き飛んでいった（その後は前記のとおり）。この気の毒な旅人の話の教訓は、「どんなことにも適切な方法があり、つねに最良と言える方法はない」ということである。

　とろうとするものが何であるかにかかわらず、北風と太陽の寓話ではインセンティブをうまく扱えなかったほうが負けている。

　インセンティブとは、「ある個人に特定の行動を選ぶように仕向ける要因」を指す言葉である。この ''incentive'' の語源をたどってみると、「音楽を（ａ）カナでる」ことと「火をつける」ことの両方が関係していたという。これらは人の気持ちを動かすという点で共通しており、要するにその気を起こさせる外からの刺激がインセンティブなのである。太陽はインセンティブを意識的に使い、帽子をとる勝負では失敗し、服をとる勝負では成功を収めている。それとは対照的に、北風はどちらの勝負でもインセンティブを使おうとしていない。それどころか、自分の意図しない方向に作用するインセンティブを旅人に与えてしまってもいる。

　このインセンティブという考え方は、社会科学の支柱としての役割を陰に陽に果たしてきた。たとえば、経済学は金銭に関する学問と表現するよりは、インセンティブの構造に関する学問と表現したほうが（ｂ）ジッタイに近い。経済学の主たる舞台である「市場」というものは、インセンティブを活用して人々の満足度を高めようとするしくみの一つと考えることができる。現在の経済学では、狭義の市場のみならず、インセンティブを提供するしくみや制度が広く視野に入れられている。

　インセンティブを検討の対象とする学問分野は経済学だけではない。人間行動を探究する際には必然的にその原因や理由について考察を進めることになり、類似の概念が他の分野でもしばしば登場する。心理学の文脈では、インセンティブは外発的動機づけと大まかに対応している。金銭的・物理的な報酬や処罰だけでなく、他者からの承認・非承認などによってもたらされる動機づけもここに含まれる。

　外発的動機づけ（≒インセンティブ）と対になる概念は内発的動機づけであり、こちらは賞罰に依存しない動機づけを指す。行動そのものが目的になっている状況、たとえば美術鑑賞やゲームをしている場面を一例として考えていただければよいだろう。

　内発的動機づけと対比すると、インセンティブは外からただ一方的に与えられるもののようにも見えるかもしれない。しかし、インセンティブの妙は、「当の個人は自ら選択を行っていると思っている」という性質を備えている点にある。先の寓話の中で太陽の（ｃ）ホウリャクが説得や優しさになぞらえられているのは、旅人が「自発性」をもつ余地を――本当に自発的か否かはさておいて――太陽が残しているからであろう。このカギ括弧つきの「自発性」ゆえに、外発的なインセンティブと内発的動機づけの境界が明らかでないことも多々ある。

　境界をどこに設定するにしても、法は外発的なインセンティブにも内発的な動機づけにも関わっており、他のさまざまな制度とならんで人間行動をコントロールしている。

　法が人々の「自発性」を完全に封じてしまうこともあるが、たいていの場合、法は人々の自律的な意思決定を通じて行動をコントロールすることを目指している。刑罰や行政罰、あるいは損害賠償義務などを使う方法、税金や賦課金といった金銭を徴収する方法、逆に税制上の（ｄ）ユウグウ措置やその他の経済的利益によって誘導する方法、違反者の氏名や名称を公表する方法、こういった方法はすべてインセンティブを用いている。

　多くの人にとって法は、「強制のための手段」であると同時に「意思決定に影響を及ぼす要素」として立ち現れる。法はインセンティブを提供するための道具なのである。

　このように人間行動をインセンティブの観点から捉えるのには大きな意味がある。というのは、他者の行動を説明しようとするとき、性格や気質といった内的要因を過度に重視する一方で、環境や状況などの外的要因を軽視する傾向が私たちにあるからである。

　たとえば、ある組織に属する人が違法行為をしたという事件を見聞きすると、たとえ真の原因が別の点にあったとしても、その人の性格に原因を帰属させがちである。これは「基本的帰属錯誤」または「対応バイアス」と呼ばれるが、インセンティブの概念を頭の片隅に置いておけば、こうした錯誤は少なからず防げるだろう。

　法と人間行動を考えるときに問題となるのは、法がいかなるインセンティブを与えられるのか、そして法の意図するインセンティブと現実のインセンティブがどのくらい合致しているのか、ということである。（２）しかし、これらは十分に解明されているとは言いがたい。

　その一因は、行動に対する法の効果を研究する人たちが外発・内発の二分法にこだわりすぎていたという事情にある。つまり、「法が発動する正または負のクションによる外からの動機づけ」と「法の正統性や道徳に関係する内からの動機づけ」のどちらがより重要か、という問題設定が幅を利かせていたのである。

　実際には、先ほど述べたように、外発と内発はあまりはっきりとは区別できない場合がある。それと同様に、法も意思決定に対しては微妙な形で働きかけをしている。

　例を挙げよう。心優しい甲さんは、他の人たちのためになることをしたいと願っている。ここで、行為Ｘ（例・エコ商品の購入、シートベルト着用、予防接種など）を奨励するルールが定められたとする。甲さんはこのルールができたのをみて「Ｘはいろんな人たちの利益に適うのだ」と推論し、積極的にＸを行うようになった。さて、甲さんがルールに沿う行動をとったのは、外発的インセンティブによるのだろうか、それとも内発的動機によるのだろうか？

　インセンティブは私たちが意識していないところで影響を与えてもいる。ある実験研究によれば、お金のことを考えるだけで人々の充足感は高まり、他者に依存しない（させない）個人主義的傾向が強くなるのだという。こうなると、何が外で何が内かはますますわからなくなる。金銭の効果だけでも複雑なのだから、法の効果はなおさらである。

　帽子をとり損ねた太陽と同じように、インセンティブは逆効果を生むことすらある。法との関連性で最も引用されているのは、次のフィールド実験であろう。実験の対象となったイスラエルの民間の託児所（一〇か所）は、一歳から四歳までの幼児を三〇名ほど預かっていた。親が所定の時間に遅れて子を引き取りに来たときに罰金を徴収すると、親の遅刻は減るだろうか。それを調べるため、一〇施設のうち六施設では親が一〇分以上遅刻した場合に罰金を徴収することになった（一方、残りの四施設は徴収しなかった）。すると、罰金制度を導入しなかった四施設と比べ、導入した六施設では遅刻する親の人数が有意に増加するという結果が観察された。しかも興味深いことに、罰金制度をやめた後も、六施設では遅刻率は高止まりしてしまったのである。

　この実験結果には何とおりかの解釈がありうるが、その一つに「罰金の導入によって人々の状況把握のしかたが変化した」という解釈がある。すなわち、所定の時間を経過した後も子供を預かる託児所側の行動が、「好意で行っていること」ではなく「お金を取って行うサービス」として認知されるようになった、という解釈である。言い換えると、罰金導入により、非金銭的であった社会的交換関係が金銭ベースの取引関係に変質したのである。

　これ以外に、（３）インセンティブが内発的動機づけを阻害すること（クラウディング・アウト）を示唆する研究は数多く存在する。インセンティブの働き方を私たちが正確に理解できるようになるまでには、まだまだ長い道のりがありそうである。

（飯田高『法と社会科学をつなぐ』有斐閣　二〇一六年より。出題の都合により、一部改変した箇所がある。）

（注）　サンクション　ここでは、ある行為に対する肯定または否定の意味を持つ反応をいう。

問１　傍線部（ａ）～（ｄ）のカタカナを漢字に直せ。

問２　傍線部（１）について、「北風と太陽」の寓話にこのような解釈がなされている理由を、本文の内容に基づき、「インセンティブ」という言葉を用いて、六〇字から八〇字で説明せよ。

問３　傍線部（２）について、著者はなぜそのように考えているのか。本文の内容に基づき、一〇〇字から一二〇字で説明せよ。

 ◎問４　傍線部（３）について、本文で示された実験結果に基づき、一〇〇字から一二〇字で具体的に説明せよ。

【解答と採点基準】

問１　（ａ）＝奏　　（ｂ）＝実態　　（ｃ）＝方略　　（ｄ）＝優遇

問２　Ａ旅人の服を強風で無理に脱がせようとした北風の作戦は失敗し、Ｂ気温の上昇というインセンティブを活用して Ｃ旅人が自発的に服を脱ぐよう仕向けた太陽の作戦は成功したから。（79字）

Ｂ・Ｃの内容と、「インセンティブ」という語がなければ全体０。

Ａ＝４〔「無理に服を脱がせようとしたが失敗した」という内容は必須。「北風」の行為であることが示されていなければ減点２。〕

Ｂ＝２〔「インセンティブを活用する」という内容は必須。「気温上昇」や「熱を強める」といった要素がなければ減点１。〕

Ｃ＝４〔「旅人に自ら服を脱がせることに成功した」という内容は必須。「太陽」の行為であることが示されていなければ減点２。〕

問３　Ａ法と人間行動を考える際、研究者たちが Ｂその動機づけについて、外発か内発かの二分法にばかり着目し、Ｃ強制の手段である法が各自の意思決定にどう影響するのかを考えるという、Ｄ外発・内発の区別では捉えきれないインセンティブの観点を欠いていたから。（116字）

Ａ・Ｂがなければ全体０。

Ａ＝３〔「法と人間行動について考える」「人間行動に対する法の効果を研究する」といった内容は必須。「研究者たちが」という主語がなければ減点１。〕

Ｂ＝３〔「外発・内発の二分法にこだわった」という要素は必須。〕

Ｃ＝２〔「法が意思決定にどう影響するか」という要素は必須。〕

Ｄ＝２〔「外発・内発の二分法では明確に区別できない」という要素は必須。〕

問４　Ａ託児所で、迎えの時間に遅れた親に罰金を課して遅刻を減らそうというインセンティブを導入した結果、Ｂ超過して子供を預かる託児所の行為が、好意によるものではなく、金銭による取引として認知され、Ｃ賞罰に依存しない動機が失われて Ｄ親の遅刻数が増加したこと。（120字）

Ａ・Ｂ・Ｄがなければ全体０。

Ａ＝３〔「遅れた親に罰金を課す」という内容は必須。「託児所で」「親の遅刻を減らすために」という要素がなければそれぞれ減点１。〕

Ｂ＝３〔「超過して子供を預かる行為が金銭的取引として認知されるようになった」という内容は必須。「好意によるものではなく」という要素がなければ減点１。〕

Ｃ＝２〔「行為そのものを目的とした動機づけが失われた」という書き方でも可。〕

Ｄ＝２〔「親の遅刻が増えた」という内容があれば可。〕